

阿波保健福祉センター条例

平成17年6月29日

津山市条例第105号

改正 平成25年12月25日条例第42号

阿波保健福祉センター条例（平成17年津山市条例第63号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 市民の健康増進及び交流の場を提供し、もって福祉の向上に資するため、阿波保健福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターは、津山市阿波1198番地に置く。

（施設）

第3条 センターに次の各号に掲げる施設を設置する。

（1） 保健福祉棟

（2） 浴室棟

（浴室棟の管理）

第4条 浴室棟の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。以下「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1） 浴室棟の維持管理に関する業務

（2） 浴室棟の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

（3） 浴室棟の設置目的を發揮するための事業に関する業務

（4） 浴室棟の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

（5） 前各号に掲げるもののほか、浴室棟の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の権限）

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第9条まで及び第11条から第13条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命

ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 浴室棟の開館時間は、午前11時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 浴室棟の休館日は、毎週水曜日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用料金)

第9条 浴室棟を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、別表第1に掲げる利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、前納とする。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第10条 市長は、浴室棟の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に浴室棟の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、浴室棟において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入場の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、浴室棟の管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第 1 4 条 センターを利用する者は、センターの施設、設備等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日条例第 4 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の阿波保健福祉センター条例別表第 1 の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) 以後に徴収する利用料金について適用し、適用日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

3 適用日前に、この条例による改正前の阿波保健福祉センター条例の規定により発行された回数券については、適用日以後も使用することができる。

別表第 1 (第 9 条・第 1 0 条関係)

区分	利用料金	回数券
7 0 歳以上の者	3 0 0 円	
中学生以上 7 0 歳未満の者	5 1 0 円	1 1 回券 利用料金の 1 0 倍の料金
		2 3 回券 利用料金の 2 0 倍の料金
		3 5 回券 利用料金の 3 0 倍の料金
		5 0 回券 利用料金の 4 0 倍の料金
小学生	2 0 0 円	

備考 小学校就学前の者は、無料とする。